

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第148号 平成24(2012)年12月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

倭国の貨幣制度

名古屋市 佐藤章司

はじめに

これまで、日本最初に造られた貨幣は「和同開珎」ということが常識になっていたが、1999年、日本最古の貨幣とされる「富本銭」が奈良飛鳥池遺跡で出土した。この富本銭に関する幾つかの見解が提出されている。

見解-1

直木孝次郎は『日本の歴史2-古代国家の成立-』（改版）*1の解説で、次のように述べている。

（飛鳥池）遺跡から出土した富本は三百枚に近く更に遺跡に残された富本銭と同質の銅の量から考えると、鑄造された富本銭は一万枚を超すという。天武十二年詔にいう銅銭は富本銭のこととして誤りあるまい。日本における銅貨鑄造のはじまりは、七〇八年の和同開珎から六六八年の富本まで二十五年さかのぼったのである。

ただし、富本銭が通貨として流通・利用されたかどうかは疑問である。一万枚という多量だが、当時の日本の人口は約六百万と推定される。

大和一国の人口だけでも十万人はくだらないであろう。その人口を考えると一万枚は微々たる数である。いわゆる厭勝銭（まじない・お守りの銭）と考えるべきだろう。

（『日本の歴史』2-古代国家の成立-（改版）、485頁）

見解-2

奈良文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部発行の『藤原宮と京：展示案内』（第4版）*2では

天武天皇の時代(683年)に銀銭を禁止し、銅銭の使用を命じる詔^{みことのり}がだされている。その銀・銅銭は長らく謎とされてきたが、飛鳥池遺跡の発掘調査で、銀銭が銀地金の無文銀銭、銅銭が鑄造貨幣「富本銭」であることが明らかになった。

（『藤原宮と京：展示案内』第四版、66頁）

と記す。

しかし、富本銭についての記事が何故『日本書紀』に記載がされていないのか？ 等々、不明点・疑問点が生じていたが、今回新たな認識を得たので以下に記述する。

1 『日本書紀』・『続日本紀』おける貨幣に関する記事

*1 『日本の歴史2-古代国家の成立-』改版：直木孝次郎著、中公文庫、2004(平成16)年6月、中央公論新社

*2 『藤原宮と京：展示案内』：独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 編集・発行、2004(平成16)年3月 ※現在は「独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所」である。

『日本書紀』と『続日本紀』から貨幣に関する記事を時系列に抽出したところ、表『『日本書紀』・『続日本紀』における貨幣記事一覧』のとおりである。

2、いくつかの疑問点

(1) 日本最初の貨幣とされる「和同開珎」の発行までの手順が記述されている。

それを記すと

①貨幣発行を決定し、鑄銭司の組織立ち上げがあり、その要職の人物の任命がある。

②銀銭・銅銭の鑄造のため、銀・銅の素材と鑄造技術者を集める。鑄造所を作る。(近江国と記す。)

③最初に銀銭を発行し、続いて銅銭を発行する。

である。

①から③までを『続日本紀』は「始めて」と記す。この「始めて」とは、大和王朝では「始めて」という意味ではないか？ そうでないと天武12年4月15日條の

今より以降、必ず銅銭を用いよ。銀銭を用いてはならぬ。

という詔書の意味が不明となる。すなわち、大和朝廷に先だつ九州王朝の発行貨幣を「天武の支配地」での使用の禁止命令ではないか。続いて18日條の みことのり 詔の

銀を使用することは止めなくても良い

は貨幣としてではなく、地金の銀として使用させた。これが無文銀銭に重さ調整用の小片の銀が張り付いている理由でもあろう。

和銅元年以前に貨幣の鑄造と使用があったことを示すものが持統8年の大宅朝臣麻呂らの鑄銭司の任命である。

(2) 和銅2年1月條の「先に銀銭を配賦して、前に通用していた地金の銀に代えた。又銅銭を同時に通用させた。偽銭を鑄造する者は……罪とする。」の前に通用していた地金の銀とは

「無文銀銭」のことで、この無文銀銭を和同開珎の銀銭に代え、かつ、この無文銀銭を偽金(私鑄造)として鑄造や使用を刑罰の対象にしたのは九州王朝の貨幣であったからであろう。

(3) 和銅3年(710)1月15日及び27日條の「太宰府及び播磨国からの銅銭の献上」とは？

和銅元年に発行して3年にも満たない「和同開珎」の銅銭の献上など、あり得ないと考えて良いだろう。これは和銅元年以前に、九州王朝が発行した「古和同の和同開珎」の銅銭のことと思う。このことを示すのが 長門鑄銭司跡出土の鑄型 である。「古和銅」は九州王朝の中核地でもある長門国で造られた。それに対して「新和同の和同開珎」は大和王朝の近江国で造られた。

和銅元年正月11月、武蔵国の秩父郡が和銅を献じ、これを以て改元した旨の記述があるが、この時代に和銅の献上をもって改元するだろうか、和銅がそんなに珍しく、貴重であり瑞宝であろうか、この『続日本紀』の記事は不自然さと作為がある。

そして、和同開珎の「同」は、「同」≠「銅」であり、同は銅の略字ではない。

(4) 実際に発行された富本銭は何故『日本書紀』に記載がされていないのか？

『日本書紀』不記載をもって、直木孝次郎氏は「厭勝銭」との見解を示しているが、これは直木氏の推定であって特段証明されているわけではない。富本銭の出土地に長野県下伊那郡高森町武陵地古墳や飯田市の遺跡がある。『日本書紀』に天武14年冬10月10日條に

輕部朝臣足瀨・高田首新家・荒田尾連麻呂を信濃に遣わし、行宮作りを命じられた。おそらく東間温湯においでになろうとしたのであろうか

の記事があり、この時の使者が残した貨幣が先に記した富本銭であろう。でない長野から富本銭が出土する理由がない。

(5) 『日本書紀』顕宗天皇二年(486)10月の條に「稻斛に銀銭一文をかう」との記述があり、九州王朝の無紋銀銭をうかがわせる。

『宋書』倭国伝では、倭王の度重なる朝貢があり、倭王武が上表文で、

密かに自ら開府義同三司を仮し、その余は威みな假み授して、以て忠誠を勸む

と記述されている。この時、宋の朝廷で行われ

ていた「暦」*1や「貨幣制度」、「税の徴収方法」等の制度を取り入れたのではなかろうか

稲粍の徴収量の単位を「斛」とする度量衡を定め、これの交換を銀一文（文は重さの単位、他に両もある）と定めた記事である。

3、貨幣制度の仮説導入

大和朝廷の和銅元年の貨幣制度に先だって、「九州王朝の制定した貨幣制度があった」との仮説導入をすると、疑問点が氷解していく。それが

①始置鑄錢司（始めて鑄錢司を設け）、中臣朝臣意麻呂をその長官に任ずる。

②始行銀錢（始めて和同開珎の銀錢を發行する）。

③始行銅錢（始めて銅錢を發行する）。

の「始（始めて）」の用語記述である。無文銀錢や富本錢が既に發行されているにも関わらず「始めて」と記すのは、大和朝廷の貨幣の發行を「始」と記したもので、和銅元年の「和同開珎」發行以前の貨幣は九州王朝の貨幣であると言って良からう。

表 『日本書紀』・『続日本紀』おける貨幣記事一覧

西暦	年号	年数	月	日	記事(現代語訳)	
486	顯宗	2	10	6	^{いねこく} 稲斛に銀錢一文をかう。	
683	天武	12	4	15	詔して「今より以降、必ず銅錢を用いよ。銀錢用いてはならぬ。」と云われた。	
				18	詔して「銀を使用することはやめなくてもよい。」といわれた。	
694	持統	8	3	2	直広肆大宅朝臣麻呂・勤大弐台忌寸八嶋・黄書連本実等らを鑄錢司に任じられた。	
699	文武	3	12	20	^{●●●} 始めて鑄錢司を設け、直大肆中臣朝臣意美麻呂をその長官に任じた。 始置鑄錢司 以直大肆中臣朝臣意美麻呂爲長官	
708	和銅	1	2	11	^{●●●} 始めて催鑄錢司置いた。従五位上の多治比真人三宅麻呂をこれに任じた。 始置催鑄錢司 以従五位上多治比真人三宅麻呂任之	
				5	11	^{●●●} 始めて銀錢を使用させた。 始行銀錢
				7	26	近江国に銅錢を鑄造させた。 令近江國鑄銅錢
				8	10	^{●●●} 始めて銅錢を使用させた。 始行銅錢
709	和銅	2	1	25	詔した。「先に銀錢を配賦して、前に通用していた地金の銀に代えた。……又銅錢を同時に通用させた。…… ^{●●} 偽錢を鑄造する者は…… 罪とする」	
				3	27	詔した。「物の交換レートで銀錢4文以上ならばそのまま銀錢を使用し、その値が3文以下ならば銅錢を用いよ」(※銅錢の使用奨励)

*1 拙者著「倭人の二倍年暦と暦」参照：「東梅の古代」第144号、平成24（2012）年8月

710	和銅	3	1	15	太宰府が銅錢を献上した。
			1	27	播磨国が銅錢を献上した。
			9	18	全国の銀錢の使用を禁止した。
711	和銅	4	5	15	紬6升を錢1文に相当とし、百姓に売買させそれぞれに利益を得させた。
			10	23	蓄錢叙位令（※蓄錢の者にはその多少に応じて、等級を定めて位を授ける。）を出す。私鑄錢の刑罰を改める。
721	養老	5	1	29	天下の人々に命じ、銀錢1枚を銅錢25枚に換算し、銀1兩を百錢に換算するようにさせた。
722	養老	6	2	27	詔した。「……錢200文を銀1兩とせよ。」

※1 宇治谷猛著の『日本書紀』（講談社文庫）・『続日本紀』（講談社文庫）を参考にして作成した。

2 ふりがなの「●」は筆者

「邪馬」の読み

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

2012年11月開催の「古田史学の会・東海」の例会において、竹島正雄氏は、『魏志』倭人伝に記述される邪馬壹国に関して、日本列島の先住民は、自らをシャモと呼んでいたのが邪馬と表記したとされました。

これについて私見を述べます。

2 「邪馬」の読みについて

「邪馬壹国」や「邪馬臺国」の「邪馬」は、3世紀の日本列島の王朝が大和王朝であるのは当然だとの前提に立って、「やま」と読まれてきました。しかし、「壹」も「臺」もいずれも「と」とは読めないことから、「邪馬壹」や「邪馬臺」は「やまと」とは読めないことが明らかになっています。

一方で「邪」は「じゃ」「しゃ」「や」、「馬」は「うま」「ま」「め」などと読むのが一般的です。となると、「邪」を「や」、「馬」は「ま」と読むことについて、再考する必要があるでし

よう。

この点で竹島氏の問題提議は有意義と言えます。

読みについて検討するには、中古音に関係が深いとされる『万葉集』の歌における「邪」の使われ方が参考になります。『万葉集』には「邪」が使われた歌が次のとおり3例あります。これらの例は、すべて「ざ」と読まれます。したがって、基本的には「ざ」と読まれた可能性があると考えるのが素直であろうと思います。中国語では「邪」は「xié」（しゃ）であるので、これに近い発音になると思われま

3226 沙邪礼浪 浮而流 長谷河 可依磯之
無蚊不怜也

さざれなみ うきてながるる はつせがは
よるべきいその なきがさぶしや

3239 近江之海 泊八十有 八十嶋之 嶋之埼邪伎
安利立有 ……以下略

あふみのうみ とまりやそあり やそしまの
しまのさきざき ありたてる

3295 打久津 三宅乃原従 常土 足迹貫 夏草乎
腰尔魚積 如何有哉 人子故曾 通篁文吾
子 諾〃名 母者不知 諾〃名 父者不知
蟪腸 香黒髪丹 真木綿持 阿邪左結垂…
…以下略

うちひさつ みやけのはらゆ ひとつちに あしふみぬき なつくさを こしになづみ いかなるや ひとのこゆゑそ かよはすもあご うべなうべな はははしらじ うべなうべな ちちはしらじ みなわた かぐろきかみに まゆふもち あざさゆたれ

(講談社文庫『万葉集』(三)181、187、212頁)

「馬」は、『万葉集』では、次の歌のとおり「うま」のほか、「ま」「め」で使われることが多いので、「邪馬壹国」の「馬」もこれらの読みの可能性があると思いますが、中国語では、「mǎ」(ま)と読まれますので、「ま」が妥当であると思います。

なお、「馬」に「も」の読みは使われていません。

0004 玉剋春 内乃大野尔 馬數而 朝布麻須等六 其草深野

たまきはる うちのおほのに うまなめて あさふますらむ そのくさふかの

0057 引馬野尔 仁保布榛原 入乱 衣尔保波勢多 鼻能知師尔

ひくまのに にほふはりはら いりみだれころもにほはせ たびのしるしに

1695 妹門 入出見川乃 床奈馬尔 三雪遺 未冬鴨

いもがかど いりいづみがはの とこなめに みゆきのこれり いまだふゆかも

(講談社文庫『万葉集』(一)48・49、77頁、(二)251頁)

したがって、「邪馬」は「しゃま」(xié-mǎ)と読んだものを表記された可能性はあると思います。しかしながら、発音は近いようではありますが、竹寫氏が主張された「しゃも」の可能性は低いのではないかと思います。

3 表記された文字は

『魏志』倭人伝では、正治元年(240年)に「倭王因使上表答謝恩詔」と記述され、倭王が上表していることから、3世紀当時、すでに倭国においても漢字が使われていたことが明白です。したがって読み方だけが問題ではなく、表記についても検討が必要でしょう。

倭国側は自らの國をどのように表記したのかが問題になります。「邪馬」が卑字であれば、たとえば、「しゃ(ざ)」は万葉仮名の

社 射 謝 耶 奢 装 蔵

「ま」は

万 末 馬 麻 摩 磨 満 前 真 間 鬼

から使われていたと仮定し、たとえば「耶麻」(しゃま)があてられていて、これを中国側が卑字の「邪馬」に変えて記述したのかもしれない。

しかし、もう一つの仮定が考えられます。たとえば、倭国側が「耶麻」(やま)と表記したものを、中国側は、この「耶麻」を「しゃま」と読み、卑字で「邪馬」(しゃま)の表記に書き換えた可能性も全くゼロであるとはいえないでしょう。

なお、万葉仮名の「や」は

也 移 夜 楊 耶 野 八 矢 屋

が使われています。

4 ゲノム(全遺伝情報)について

2012年11月1日(木)の産経新聞に「アイヌと琉球は縄文型 日本人の遺伝系統、ゲノム解析で裏付け」という見出しの記事が掲載されました。

日本人の遺伝的な系統は、アイヌと琉球が縄文人タイプで、本州・四国・九州は縄文人と弥生系渡来人との混血とみられることが、ゲノム解析で分かったというものです。

もともとアイヌと琉球は身体的特徴の共通性から同系統と指摘されてきたところで、本州では、弥生時代以降に中国や朝鮮半島からの渡来人と先住民の縄文人が混血する一方で、アイヌや琉球は遠隔地であり混血が少なく縄文型の系統が残ったとされていたことを裏付けると考えられます。

ただし、ゲノムの解析の対象がアイヌ系36人、琉球系35人で解析事例数が少ないので、さらに事例数を積み重ねることが信頼性を増すことになると思われます。

また、オホーツク人とアイヌ民族のDNAに共通性があるとの研究成果もあり、これとの関係も精査していくことが重要であり、さらなる

研究の成果が待たれるところです。

『日本書紀』記事の異説(1)

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

5 シャモについて

アイヌの人々は、江戸時代には主に松前藩と交易を行っており、当時、アイヌは同胞や仲間をウタリと呼んだのに対して、和人のことをシサムと呼称したとされます。シサムは隣人という意味のアイヌ語で、シャモはシサムの蔑称といわれます。

したがって、アイヌの人々は、江戸時代には、和人のことを隣人としてシサムと呼び、その蔑称としてシャモと呼んでいたことと思います。

以上の事実認識の中で、問題点は2つあります。

1点目は、江戸時代に確認されたシャモの呼称が3世紀にもあったのかどうかです。これについて明確にできる史料があれば、竹寫氏の「日本列島の先住民は自らをシャモと呼んでいたのだから邪馬と表記した」とする主張は、信頼性が増すと思います。しかし、これに関する史料は無いと思われ、確証を得ることは困難であろうと考えられます。この史料根拠の点で竹寫氏の主張は支持されないといえるでしょう。もちろん3世紀においてシャモと呼んでいた明確な史料が存在するならば、これを否定するものではありません。

また2点目は和人が自らのことをシャモと呼んだかどうかです。

アイヌが隣人を意味するのに使っていたシャモは、和人を蔑むのに使われた呼称です。和人が自らに、アイヌが蔑すんで使った言葉であるシャモを使ったとは私には思えません。

このシサムとシャモの言葉使いは、Japaneseとそれを蔑む言葉である、Japの関係と同じです。外人からJapと呼ばれて気持ちがいい人ばかりではありません。そうした言葉を自らの国名に使用したかどうか、疑問です。

従って、シャモのなかの一番の国だからシャモ壹国であると呼んだとされる竹寫氏の主張には賛同しがたいと考えています。

はじめに

正史と言われている『日本書紀』には、本文の中にも矛盾が多々ある。

また、『日本書紀』の記事について異説が多々存在する。その異説から、事実はこのようであるとの論考もある。その論考の根拠となる古文書の関係記事を抜き書きしたので、考察の参考となれば幸いである。

また、異説を記述している古文書は、『日本書紀』が撰上されてから、相当の年数がたって作成されている。その理由は、次のとおりと考えられる。

- ① 近畿天皇家の体制が確立し、『日本書紀』に記載されている記事が歴史的事実と認められ、多少の異説が存在しても不都合がない体制になっていた。
- ② 近畿天皇家の権威が緩んで、異説を述べても処罰されない時代となった。

なお、古文書には、他の文献からの引用記事が多々存在する。著者は、それが正しいと考えて引用したと思われるので、全て掲載した。

異説記事を収集するにあたって、次の書物を参考にした。

- ・友田吉之助著『日本書紀成立の研究』増補版*1
- ・伴信友著『伴信友全集』巻四*2

1 飯豊皇女即位説

飯豊皇女は天皇として記述されていないが、その記事は天皇に準じている。すなわち、天皇の記事に用いられている「尊、崩、陵」が記述されている。

飯豊皇女が即位していたと記述している記事は、表1のとおりである。

*1 『日本書紀成立の研究』増補版：友田吉之助著、昭和58（1983）年8月、風間書房、初版：昭和44（1969）年2月

*2 『伴信友全集』巻四：伴信友著、昭和52（1977）年8月、ペリカン社、明治四十年刊国書刊行会版の復刻版

表 1

飯豊皇女即位説記事

文 献	記 事	出 典	頁
(参考) 日本書紀	<p>・清寧三年條</p> <p>秋七月 飯豊皇女 於角刺宮 與夫初交 謂人曰「一知女道 又安可異 終不願交於男」<small>此日有夫 未詳也</small></p> <p>・顯宗即位前紀</p> <p>(清寧)五年春正月 白髮天皇崩 是月 皇太子億計王 與 天皇 讓位 久而不處 由是 天皇姉飯 豊青皇女 於忍海角刺宮 臨朝秉政 自称忍海飯豊青尊 冬十一月 飯豊青尊崩 葬 葛城埴口丘陵</p>	日本古典文学大系 6 7 『日本書紀』上	514
扶桑略記	<p>・扶桑略記第二</p> <p>飯豊天皇 <small>廿四代 女帝 无王子 清寧天皇養子 履中女</small></p> <p>市邊押磐皇子女 去來穗(履仲)天皇孫。母黃姬也 甲子歲春二月生 年四十五即位 顯宗天皇・仁賢天皇 兄弟相讓 不 即皇位 仍以其姉豊青尊 令秉天下之政矣 同年冬十一月 天皇春秋四十五崩 葬于大和國葛木埴田丘陵 <small>一云 葬河内國古 市郡坂門原南陵</small></p> <p>此天皇 不載諸皇之系圖 但和銅五年上奏日本紀載之 仍註傳之 諸本有无不同也 或本云 清寧天皇三年壬戌七月 顯宗天皇姉飯豊皇女於角刺宮 與夫初交 謂人曰「一知女道 又安可異 終不願交於男」云云 交 夫事未詳 可考</p>	『改定 史籍集覽』 第一冊 ※『 <small>新訂 増補</small> 国史大系』 第十二卷 59頁	20
本朝皇胤 紹運録	<p>飯豊天皇 忍海部女王是也 又號豊青姬 清寧崩後 顯宗仁賢兄弟相讓不即 位 仍其姉豊青姬自二月令攝天下政 十一月崩 <small>四十 五</small> 母黃媛 蟻臣娘</p>	『群書類從』 第五輯	14
紹運要略	<p>不立太子直踐祚即位等帝 <small>但同日先立太 子 同載之</small></p> <p>飯豊天皇 清寧天皇崩之後 顯宗天皇・仁賢天皇 兄弟相續不即皇位 仍 以其姉 豊青姬於 忍海角刺宮臨朝秉政 自称忍海豊青尊 元年甲子二月執政 同年十一月崩 此天皇未載系圖 但和銅五年上奏日本紀載之仍註傳之云々</p>	『群書類從』 第二十九輯	26
皇代記	<p>・清寧天皇條</p> <p><small>首書</small> 顯宗與仁賢 相讓不即位 仍飯豊天皇其間即位 甲子歲春 二月生 年四十五即位 同冬十一月崩</p>	『群書類從』 第三輯	168
皇年代 略記	<p>清寧天皇 〰〰〰 …… 飯豊天皇立之 <small>同二月 奉攝天下政 依兩皇子之姉立之歟 忍海 部女王是也 又號豊青姬 同十一月崩 年四十五</small> 【首書】履中天皇之孫 磐坂市邊押羽皇子女 皇代曆云 是不註 諸王系圖 依和銅奉聞入之 可尋記云々 顯宗天皇 〰〰〰 …… 天皇元年 <small>乙 丑</small> 正月朔己巳即位 <small>四十六 飯豊天皇崩後 億計 太子謙退猶甚 仍遂以退位</small> ……</p>	『群書類從』 第三輯	252
皇年代	●清寧天皇 〰〰〰	『改定 史籍集覽』	12

私記	<p>……</p> <p>●飯豊天皇立之 <small>同二月令撰天下政依兩皇子之姉立之歟 忍海部女王是也 又號豐青姬 同十一月崩(年四十五)</small></p> <p>飯豊天皇即位事 見日本紀之由 扶桑略記書入之 此條飯豊皇子 於忍海通判官秉政 自称忍海豐青尊 云々</p> <p>全以無即位之所見令參差者也 此記者 堅固沙門之抄物 有參差事不可用引文之由 先賢稱之</p> <p>【首書】 履中天皇之孫 磐坂市邊押羽皇子之女</p> <p>皇代曆云 是不註諸王系圖 依和銅奉聞入之 可尋記云々</p> <p>●顯宗天皇 ……</p> <p>……</p> <p>天皇元年 <small>乙丑</small> 正月朔己巳即位 <small>四十六 飯豊天皇崩後 億計太子 謙讓(退)猶甚 仍遂以即(退)位 ……</small></p>	第十九冊	
一代要記	<p>第二十三清寧天皇 <small>後魏孝文帝 泰和四年庚申</small></p> <p>……</p> <p>飯豊天皇</p> <p>市邊押磐皇子女 先帝崩御 億計弘計兄弟 相讓不即位 仍甲子歲春二月 以其姉 豐青姬令秉天下政矣 同年十一月崩 年四十五 葬大和國葛上郡垣日丘陵</p>	『改定 史籍集覽』 第一冊	583
水鏡 (前田本)	<p>一 廿四代 飯豊天皇 <small>即位ノ年二崩。年四十五。葬大和國垣内岡陵。</small></p> <p>次ノ御門ヲ飯豊天皇ト申キ。是ハ女帝ニニ御座ス。履中天皇御子ニ押羽ノ皇子ト申テ。黒媛ノ御腹ニ皇子御座シキ。其御女メ也。御母ハ、萋媛。</p> <p>甲子年二月二位ニ付給。御年四十五。此御門ノ兄コノカミニ人。カタミニ位ヲ讓テサモニ位ニ付給ザリシ故ニ。御妹ヲ位ニ付奉給シ也。サテ程ナク其年ノ内十一月ニ失給ニ然バ、此御門ヲバ系圖ナンドニモ入奉ストカヤ承ル也。サレ共日本紀ニ入奉テ侍ルナレバ。次第ニ申侍ル也。</p> <p>※(頭注) 日本紀の紀：原作記、今意改</p>	『新訂 増補 国史大系』 第二十一卷上 前田本(巻上)	32
(流布本)	<p>一 廿四代 飯豊天皇 <small>即位ノ年二崩。年四十五。葬大和國垣内岡陵。</small></p> <p>次のみかど飯豊天皇と申き。これは女帝におはします。履中天皇のみ子に押羽の皇子と申て。黒媛の御はらに皇子おはしき。その御むすめなり。御母萋媛なり。</p> <p>甲子のとし二月に位につき給。御年四十五。このみかどの御おと、ふたり、かたみに位をゆずりてつき給はざりしほどに。御いもうとを位につけたてまつり給へりし也。さてほどなくそのとしのうち十一月にうせ給にしかば、このみかどをば系圖などにもいれたてまつらぬとかやぞうけ給はる。</p> <p>されども日本紀にはいれたてまつり侍るなれば。次第に申侍る也。</p>	『新訂 増補 国史大系』 第二十一卷上 流布本(巻上)	27

2 大友皇子即位説

(1) 大友皇子の即位

大友皇子が即位していたと記述している記事は、表2のとおりである。

なお、明治政府は、明治3年(1870年)に諡号を贈り天皇と認めた。

(2) 天武天皇の立太子記事

天智紀には、天武天皇の立太子記事はない。天武天皇は、天智三年二月、同七年五月、同八年五月條は「大皇弟」と記述し、天智八年十八

月條は「東宮大皇弟」、また「東宮太皇弟(十年正月條)、皇太子(十年五月條)、東宮(十年十月條)」と記述が混乱している。なお、天武天皇即位前紀には、

天命開別天皇元年(※即位元年) 立為東宮

(日本古典文学大系『日本書紀』下、383頁)

と、皇太子になったとされている。

『日本書紀』での「東宮」の初出記事は天智紀からである。天武天皇の「東宮」については、後述する。

表 2

大友皇子即位説記事

文 献	記 事	出 典	頁
(参考) 日本書紀	<p>・天智十年十月庚辰條 (天武)不受日「請奉洪業 付屬天后 令大友王 奉宣諸政 臣請願 奉為天皇 出家修道」 天皇許焉</p> <p>・天智十年十月丙辰條 丙辰 大友皇子在內裏西殿織佛像前 左大臣 蘇我赤兄臣 右大臣 中臣金連 蘇我果安臣 巨勢人臣 紀大人臣侍焉 大友皇子手執香鑪 先起誓盟曰 六人同心 奉天皇詔 若有違者 必被天罰 云云 於是 左大臣 蘇我赤兄臣等手執香鑪 隨次而起 泣血誓盟曰 臣等五人隨於殿下 奉天皇詔 若有違者 四天王打天神地祇 亦復誅罰 三十三天 証知此事 子孫當絕 家門必亡 云云</p> <p>・天武即位前紀 (天智)四年(※天智紀:天智十年)冬十月條 (天智)天皇勅東宮授鴻業 乃辭讓之曰 「臣之不幸 元有多病 何能保社稷 願陛下奉天下附皇后 仍立大友皇子 宜為儲君 臣今日出家 為陛下欲修功德」</p>	日本古典文学大系68 『日本書紀』下	379 381 383
扶桑略記	<p>扶桑略記第五</p> <p>天智天皇 <small>四十代。号田原天皇 治十年 男六人 女十三人 三人即位 但一人不載系圖</small></p> <p>……</p> <p>十年辛未正月五日 以大友皇子為太政大臣年廿五歲 <small>天智天皇男也母采女伊賀宅子娘也</small></p> <p>(十年)十二月三日 天皇崩</p> <p>(十年)十二月五日 大友皇太子 即為帝位 <small>生年廿五</small></p>	『改定 史籍集覽』 第一冊	58 60
年中行事 秘抄	<p>始置太政大臣事</p> <p>天智天皇十年春正月己亥朔庚子 大友皇子始為太政大臣 天皇男也 後為皇太子 即帝位云々</p>	『群書類從』 第六輯	487
紹運要略	<p>立太子月立 十月</p> <p><small>天智子母采女伊賀宅子娘</small> 大友皇子</p> <p>天智天皇十年辛未十月立太子 元太政大臣 今年正月五日任之同年十二月五日即帝位 春秋二十五 ……</p>	『群書類從』 第二十九輯	25
本朝皇胤 紹運録	<p>(弘文天皇) …… 大友皇子 ……</p> <p>【頭】扶桑略記 天智十年十月立大友太政大臣為皇太子 十二月三日天皇崩 同五日大友皇太子即帝位</p>	『群書類從』 第五輯	28
大鏡	<p>一 六十八代 後一條院敦成條</p> <p>又、三十九代にあたり給ふ帝、天智天皇こそは、始めて太政大臣をばなし給けれ。それは、やがてわが御弟の皇子に御座します大友皇子なり。正月に太政大臣になり。同じ年十二月二十五日に位につかせ給ふ。</p> <p>……</p> <p>西宮記曰 大友皇子 天智天皇十年正月 任太政大臣 十二月即帝位 明年七月自縊</p>	『新訂 増補 国史大系』 第二十一卷上	25 28
水鏡 (前田本)	<p>一 四十一代 天武天皇 <small>治十五年崩。年。葬大和國禰隈大内陵。</small></p> <p>……</p>	『新訂 増補 国史大系』 第二十一卷上	

	天智天皇十二月三日失サセ給然バ。同キ其五日大伴ノ皇子位ニ付テ。明年ノ五月ニ猶此御門ヲチヲ疑奉給テ。出家シテ吉野宮ニ入り籠ラセ給シヲ、左右大臣諸共ニ兵ヲ發シテ。吉野宮ヲ圍ミ給ト計シ程ニ。此事洩リ聞ニキ。	前田本（巻上）	56
(立太子) 懐風藻	淡海朝大友皇子二首 皇太子者 淡海帝之長子也 …… 始親万機 群下畏服 莫不肅然 年廿三 立爲皇太子 ……	『群書類従』 第八輯	427

赤塚次郎著「幻の王国・狗奴国を旅する」 を読んで

知多郡阿久比町 竹内 強

はじめに

2012年9月、安城市社会教育委員会主催の歴史講演会で「赤塚次郎氏」（愛知県埋蔵文化財センター副センター長）の講演を聞くことができました。氏はこれまで一宮市の朝日遺跡の発掘調査や愛知県内の多くの古墳の発掘に携わり、そこから得られた興味深い内容のエピソードを語られました。そして、この地方東海・伊勢湾岸が「魏志倭人伝」に登場する狗奴国（女王国と戦う国）であるということです。当然、私には納得いかない部分も多々あり、当日質問をとも考えましたが、長くなりそうなのと水掛け論になりそうなのでやめました。

そこで赤塚氏の著作『幻の王国・狗奴国を旅する—卑弥呼に抗った謎の国へ—』*1を読んで赤塚氏がどのように、特に東海地方の古代（弥生時代～古墳時代）をとらえ理解しているのかを検証してみることにしました。

1、多元的古代史観

赤塚氏は、最初に次のような問題提起をしています。

弥生文化は一枚岩ではない。髪型や化粧、服装などが大きく異なる可能性が高い。日本列島には少し間違えると異民族社会になっているかのご

とく、多様な部族社会が存在したと考えた方がよいのではないかと。彼らは同じ物を同じように求めていたといったような画一的な考えなど幻想ではないだろうか。伝承と神話は個別に存在し、そこには幾多の地の神が奉^{たてまつ}られていたにちがいない。

二・三世紀の列島には、豊かで多様な部族社会が存在した。これが私が描く邪馬台国時代の風景の前提である。多様な部族社会のイメージを膨大で雑多な考古学資料から鮮明に描き出すことができるはずだ。

（『幻の王国・狗奴国を旅する』25頁）

この赤塚氏の考えには私も賛成である。古田史学がいうところの多元史観と同じである。縄文・弥生時代の日本列島に生活していた人々が同じような物を食べ、同じような神を崇めていたとは思われない。しかし、現在の学校教育では各時代を画一的にとらえ教えているように思われる。学生時代の私自身もそうした概念を根強く持っていた。

2、東海・伊勢湾岸と近畿大和は別の権力圏

2世紀～3世紀邪馬台(台)国の時代の特徴的な土器について述べている。

二・三世紀につくられた甕は大きく三つのかたちで分類することができる。一つは器の底部が尖っているもので、何か支えのような物がないとうまく据置けないような奇妙なかたちの甕たち。……九州島北部から西日本、そして北陸方面にみられる。

*1 『幻の王国・狗奴国を旅する』：赤塚次郎著、2009（平成21）年12月、風媒社

....

つぎに器の底部に台を取り付けるもので、そのまま一人で素直に据え置くことができる「台が付く」甕の仲間たちで、東海地域はこの「台付甕」分布圏になる。

そしてその仲間はもう一つ存在する。九州島南部に分布する「脚台付」甕の分布圏だ。ここも邪馬台国北部九州説では代表的な「狗奴国」候補地として位置づける人が多い。最後に関東北部から東北地域のもので、弥生時代からの伝統的な大きな安定した平底の甕の仲間たち。.....

つまり、畿内・瀬戸内と東海地域は根本的に異なった器をもつ文化であることがわかる。

(『幻の王国・狗奴国を旅する』85・86頁)

次に、東海・伊勢湾岸地域の古墳の特徴について述べている。ご存じのように近畿地方では天皇陵だと言われる巨大な前方後円墳が沢山造られているが、東海では前方後方墳が造られているというのである。

三世紀前半期になると西日本では主に前方後円墳へ、そして東日本では前方後方墳へと各地の独自の墳丘墓が終焉して、結果として二つのかたちしゅうれんに収斂していくのである。.....

そこで、今このまとまりの一つである前方後円墳と大阪湾沿岸部の文化を「邪馬台国とその仲間たち」と仮定すると、東の前方後方墳と伊勢湾岸部の文化を『狗奴国とその仲間たち』と位置づけることが可能となる。狗奴国の中心はまぎれもなく伊勢湾、濃尾平野ということになろう。

(『幻の王国・狗奴国を旅する』117頁)

赤塚氏の言うところの「狗奴国伊勢湾岸論」の根拠はここにある。2世紀を中心としてこの地方では方形周溝墓が造られた。そしてそれは、やがて前方後方墳へと発展していった。一方西日本では円墳あるいは円形周溝墓から前方後円墳と発展していった。しかし、これだけでは、二つの領域が異なった文化を持っていたことの説明になっても、邪馬台国が近畿地方で狗奴国が東海・伊勢湾岸であるとする根拠にはならない。そこで、赤塚氏が持ち出すのが土器編年を根拠とした、邪馬台国「北部九州説」の否定である。

3、大前提となる土器編年

邪馬台国時代の歴史を語る、赤塚氏の大前提は、土器編年によるものである。それはつぎの文章でよく解る。

北部九州地域の中国鏡をはじめとする輝かしい遺物の将来は、邪馬台国時代以前の物語であって、 実際は彼の地に山陰・近畿系や東海系などの土器を含めた新しい文化が参入し、北部九州地域を大きく変貌させた時代が相当するようである。

したがってこの地域の具体的な土器様式を追っていく限り、北部九州在土器様式が輝きを失い、大きく変化する時期でもあり、この点からも邪馬台国北部九州説は根拠と妥当性を失いつつあるといっても過言ではない。

(下線は筆者、『幻の王国・狗奴国を旅する』43頁)

赤塚氏もやはり日本の考古学者らしく土器による編年をその大前提としておられるようである。だが、この大前提が間違っていたとしたら、赤塚氏の「狗奴国伊勢湾岸論」全体が脆くも崩れ去ることにならざるを得ない。では、この日本考古学界の定説である土器編年は信頼できるものなのか。

この土器編年の基本となるものは何か？

もともと土器編年そのものは相対的なものであり、それ自体が絶対年代を示すものではない。ところが、古鏡研究で知られる「富岡謙蔵」は、古墳などから出土する鏡の中に中国の国号や年号を銘刻したものがあるのに注目し、それを「物差し」とすることによって、各様式の鏡の用いられた絶対年代を推定しようとした。更に、この「物差し」を用いて、杉原荘介は弥生時代を紀元前300年から紀元後300年の600年とし、それを前・中・後の三つの時代に分けた。北部九州の古墳(三雲・須玖)から出土した鏡は前漢鏡であるから中期(紀元前100年～紀元後100年)の200年の間に当たるのである。だから須玖・岡本遺跡のある遺跡群を福岡県はこれを奴国の丘と名付けて、邪馬台国以前、前漢の時代の遺跡としているのである。こうした前漢鏡を持った遺跡から出土した土器もまた、この弥生中期と位置づけられたのである。ここが基準軸であり、土器編年は形態の変化に

基づき時代を前後に区分していった。現在もまだ考古学界ではこの枠組みから踏み出しては居ない。赤塚氏もこの論理の上に自らの理論を組み立てている。

ところが、この最初の原点を指し示した富岡謙蔵自身が論考「九州北部出土の古鏡に就いて」で言うように

たゞ茲に一言附記を要するは、嚮に吾人が此の種遺跡出土の鏡を論じ、其の形式の前漢代に在りせりと立証せるに就いて、学者或は直ちに之を以て前漢代に限るが如く解釈して、以て鏡鑑沿革を辿らむとするなきにあらざることなり。其の著しき誤りなること、既に上来記せる所にて略ぼ明なるべきが、吾人説ける所は、其の形式の少なくとも前漢代にあり、須玖、三雲出土のもの、亦た略ぼ同代に当るを論ずるを目的とせるにて、其の永く続ける如きを就いては、特に記するの要を認めざりしなり。

(古田武彦著『ここに古代王朝ありき』*1 での引用、78・79頁)

すなわち、富岡氏は

「私が立証したのは、三雲・須玖出土の鏡の形式が『前漢』に当たることだ。しかし、だからといって右の鏡が『前漢に限る』ように言うのは間違いである。なぜなら、その様式がのちのちまでつづくケースもありうるから。」

と述べられているのである。

4、赤塚氏の云う古代の姿

最後に赤塚氏は、司馬遼太郎のことばを借りて次のように云う。

「四、五世紀でさえ、大和政権は比較の上での大きさであって、絶対的な存在ではなかった。六世紀ごろでもなお独立性をうしなわない諸氏族や族長がいたとみるほうが、自然である。

私どもは、そのことよりも、七世紀になって様相が一変したというほうにおどろきをもってゆかねばならない。あつというまに、大和政権による統一性の高い国家ができてしまうのである。」

(司馬遼太郎『この国のかたち』一より)

……まさに古墳時代の王権とは揺れ動く複数の集合体であり、あくまで比較の上においてわずかに優位性を保っているにすぎない、ということでもあり、これまでの考古学が描いてきた古墳時代論とはかなり異なるものである。

(『幻の王国・狗奴国を旅する』174頁)

ここまで述べながら、赤塚氏は結局これまでの考古学学会の枠の中から一步も抜け出していない。それが先に述べた土器編年を土台にした古代観であり、邪馬台国近畿説・狗奴国東海・伊勢湾岸説なのである。

基本となるその土台が危ういものであるならば、どんなに頑丈で立派な建物も脆く崩れざるを得ないのである。

平成24年 掲載論文等目録

号数	発行年月	分類	表題	連載回数	頁	著者	備考
137	24年 1月	挨拶	2012年 新年のごあいさつ		1	会長 竹内 強	
			「邪馬壹国」と「投馬国」の解明”を 読んで		3	石田敬一	
			高天原を巡って	2	6	加藤勝美	
			“東西五月行・南北三月行”と倭国の 首都”について		10	石田敬一	

*1 『ここに古代王朝ありき』：古田武彦古代史コレクション5、2010（平成22）年9月、ミネルヴァ書房
初版：1979（昭和54）年、朝日新聞社
「九州北部出土の古鏡に就いて」：『古鏡の研究』254頁、大正9（1920）年2月、丸善

138	24年 2月	論 考	『隋書』倭国伝の竹島について	1	1	石田敬一
			高天原を巡って	3	4	加藤勝美
			『日本書紀』年表	2	7	林 伸禧
			東西五月行南北三月行について		8	石田敬一
			評制の起源について		14	竹内 強
139	24年 3月	論 考	邪馬壹国への道筋	2	1	石田敬一
			高天原を巡って	4	8	加藤勝美
			古代の暦に関する史料 －古代史覚書帳－	1	10	林 伸禧
			法隆寺観音菩薩立像台座の銘文〈追記〉		13	石田敬一
140	24年 4月	論 考	東西五月行南北三月行について	2	1	石田敬一
			高天原を巡って	5	7	加藤勝美
			明治時代の「二倍年暦」論 －古代史覚書帳－		9	林 伸禧
			『隋書』倭国伝の竹島について	2	10	石田敬一
			須恵器の源流とその発展		12	竹内 強
141	24年 5月	論 考	生口について		1	石田敬一
			高天原を巡って	6	4	加藤勝美
			『日本書紀』年表	3	7	林 伸禧
142	24年 6月	論 考	高天原を巡って	最終回	2	加藤勝美
			消された正月－持統朝改暦始末記－		4	洞田一典
			「持統周正仮説」の微証－朱鳥年号－		10	林 伸禧
143	24年 7月	論 考	「女王国」について －野田利郎氏の回答に答えて－		1	石田敬一
			『三国志』における日付けの干支表現		9	洞田一典
		訪問記	平成24年度春の遺跡巡り		11	加藤勝美
144	24年 8月	報 告	古田武彦講演会を開催しました。		1	編集部
		論 考	『隋書』倭国伝の竹島と・羅國		5	石田敬一
			倭人の二倍年暦と暦		14	佐藤章司
ひろば	有坂隆道著『古代史を解く鍵』の持統4年奉勅記事について		18	林 伸禧		
145	24年 9月	論 考	天皇の生年・没年について	1	1	石田敬一
			倭健命／日本武尊考		9	佐藤章司
146	24年10月	論 考	天皇の正年・没年について	2	1	石田敬一

			『日本書紀』の中国史料収集時期考	8	佐藤章司
		ひろば	煬帝は、なぜ裴世清を倭国に派遣したか —古代史覚書帳—	10	林 伸禧
147	24年11月	論 考	持統・文武の大嘗を疑う —「持統周正仮説」による検証	1	洞田一典
			最古の「戸籍」木簡	1	7 石田敬一
		ひろば	講談社学術文庫『日本書紀』(上)での 誤訳—古代史覚書帳—	10	林 伸禧
148	24年12月	論 考	倭国の貨幣制度	1	佐藤章司
			「邪馬」の読み	4	石田敬一
		ひろば	『日本書紀』記事の異説 —古代史覚書帳—	1	6 林 伸禧
			赤塚次郎著「幻の王国・狗奴国を旅する」 を読んで	10	竹内 強
			平成24年 掲載論文等目録	13	編集部

11月例会報告

○ 新益京は九州王朝の終都

名古屋市 佐藤章司

『続日本紀』から和銅3年(710年)3月10日平城京に始めて遷都した

辛酉 始遷都宇平城

の記事は大和王朝にとって、平城京が始めての京師・都城だった。これに対して坊条制のある新益京やこれに先立つ難波京は、九州王朝の造った都城であろうと論じた。

特に新益京については、『日本書紀』・『続日本紀』から都城記事を全抽出し、検討した。その結論として、新益京は九州王朝の王都として大化(695年~701年)の6年間存続し、701年の九州王朝滅亡を受け、藤原京に名を変え10年間大和王朝の王都として存続した。手狭になったわけでもないのに和銅3年に平城京に遷都したのは、軸足を唐に向けた大和朝廷は九州王朝の臭いのする新益京・藤原京を嫌って、早々に唐の長安を模した平城京を造営した。

また、『万葉集』第1巻50番の題詩「藤原宮の役の民の作れる歌」から、朱鳥年号のある『日本紀』と『日本書紀』とは別に九州年号の

ある『倭国日本紀(仮称)』の存在が伺える、と述べた。

ただ、上に論じるにあたって、

①大化元年の「乙巳の変」は、新益京で実行された。

②文武2年(698年)に実施した大嘗祭は大和王朝が始めて行った。

③『万葉集』に記す『日本紀』は九州王朝の史書か?

④「難波京は九州王朝副都」論(古賀氏説)を取り上げたため、本題のテーマである「新益京は九州王朝の終都」論が拡散してしまったのが反省点である。

次は「新益京は九州王朝の終都」に絞って論じたい。

○ 朝鮮半島南部に倭地あり(その4)

名古屋市 佐藤章司

高句羅の『好太王碑文』から倭国と高句羅が朝鮮半島で激突したことを、古田武彦著『日本列島の大王たち—古代は輝いていたII—』(朝日文庫、1988〈昭和63〉年5月)をベースにして、朝鮮半島南部に倭地があったことを述べた。

○ 女王卑弥呼の国「邪馬壹國」の国名の変遷

一宮市 竹蔦正雄

中国正史における倭国および女王卑弥呼の国の名前の呼び方の変遷を『中国正史日本伝(1)』(石原道博編訳、岩波文庫)に掲載されている原文(印影)より抜き出して考察し、報告した。

中国正史の該当部分を表にすると次のようになる。

正史名	倭国名	女王国名 (倭国の都名)	女王の呼び名
三国志 (魏書)	倭(人)	邪馬壹國	女王
後漢書	倭	邪馬臺國・邪摩惟	大倭王
隋書	倭(國)	邪靡堆・邪馬臺	王・倭王

1. 魏志倭人伝の「邪馬壹國」の意とすること

「邪馬壹國」とは倭国における一番の国という意味である。

古代日本列島の先住民である縄文人は、自らを「シャモ」(縄文語はアイヌ語に残り、アイヌ語で弥生人に当たる地域の和人を「シャモ」という。)と呼んでいた。魏志倭人伝の對海國を始めとした29ヶ国の国名は産物や地形の特徴からと、国の役割から呼ばれ、名付けられたものである。これに対して、この29ヶ国を含む倭国の地を「シャモ国」と呼んでいた。その「シャモ国」を帯方郡の役人は「邪馬國」と表記し、その国「邪馬國」の「壹」(一番)の國として「邪馬壹國」と表記した。

2. 『後漢書』

范曄(398～445)は『後漢書』に

其大倭王、居邪馬臺國(案今名邪摩惟音之訛也
(その大倭王は、邪馬臺國に居る。今考えるに、邪摩惟の音が訛ったものなり)

と書いている。これは、「臺」は「惟」が訛ったもの、或は取り替えたものと推測している

のである。

范曄の時代である5世紀前半の漢字発音は、北は中古音と漢音で、南は呉音が定着していた。

范曄は南朝の宋の人であるので呉音であるが、「倭人伝」は北の魏朝の正史であるので、北の発音である中古音か漢音で理解しようとしたと考える。従って「惟」は中古音で「キ、イ」、漢音で「イ」であるので、范曄は「ジャマキ國」「シャマイ國」と発音される史料を見たと思われる。

その史料とは、他ならぬ陳寿の「倭人伝」である。つまり「邪馬壹ジャマイエツ」と書かれたものを見ており、その「壹イエツ」の「ツ」が詰まってなくなり、「ジャマキ」と訛って「邪摩惟」の文字を当てた、と考えたのである。

では、なぜ「邪馬壹」が「邪馬臺」に変わったのか。「臺」は中古音「ダ、イ」、呉音「ダイ」、漢音「タイ」であるのに、「臺」が使われた理由は上記の「邪馬臺」の前の「大倭王」がヒントを与えてくれている。「大倭王」とは倭の同盟連合国のうちの「大(一番の)王」の意味で、女王「壹與」のときは使われていなかったが、それ以降に使われてきた呼び名である。

「大」は中古音「ダイ」、呉音「ダイ」、漢音「タイ」であり、「倭」は中古音「ウ、イ」又は「ウ、エ」、呉音「イ」、漢音「イ」であるので、范曄は「倭」の音を「イ」と解して「大倭」を「ダイイ」とし、連なる「イイ」を纏めて「イ」一つにして「ダイ」と読んだ。そして、「壹國」は大倭王の国「大倭國」であるので、「壹」を「ダイ」と発音する「臺」と読み誤り「臺國」としたのである。

つまり、「邪馬臺國」とは「邪馬(日本の)の「一番の」国という意味であり、「邪馬壹國」と同じことを語っているのである。

3. 『隋書』

『隋書』に

倭國在百濟新羅東南

(倭國は百濟・新羅の東南に在る)

都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬臺者也

(都は邪靡堆に於いている。即ち魏志にいうとこ

ろの邪馬臺なり)

とある。

まず、「倭國」であるが、『隋書』の撰者である魏徵、顔師古たちが倭國を「倭國」としたのか。今日まで「倭」の間違いであるとされてきたが、中国正史がそう簡単に間違えるとは考えられない。「倭國」とした理由は、唐代の発音は漢音であるので、『後漢書』にある「大倭王」は「タイイオウ→タイオウ」となり、この呼称が基になって「倭」の文字に形が似ている「倭^{タイ}」を使い、「大倭王の国」の意味と音を表して、「倭國」としたのである。

次に、「邪靡堆」と「邪馬臺」であるが、顔師古たちは『三国志』を参考とせずに『後漢書』を参考にして撰んだことが、「倭國」としたのと同様に推測できる。つまり、「邪靡堆」としたのは、『後漢書』の注釈に「邪靡惟」とあり、『「邪馬臺」は「邪馬惟」が訛ったもの』とあることから「惟」の字を形の似た「タイ」音の「堆」の誤りであるとして置き換えて書いたものとする。因みに、「靡」は「摩」の誤写であるとする。

4. まとめ

上述のように、女王卑弥呼の国の名前は「邪馬壹國」であり、後漢書の「邪馬臺國」や『随書』の「倭國」は間違いでなくて、時代の漢字発音の変化に応じて、変化してきたのである。ましてや、古田武彦氏の著にあるように『「邪馬台国」はなかった』のであり、

「邪馬壹國」→「邪馬臺國」→「倭國」と変遷したのである。

○ 洞田一典著「持統・文武の大嘗を疑う — 『持統周正仮説』による検証 — を読んで

瀬戸市 林 伸禧

浅学の筆者は、暦については理解が難しいが、理解した範囲で報告した。

洞田氏が参考とした『皇年代私記』は、『皇年代略記』からのほぼそのまま転記された古文書である。(内題に『皇年代略記』と記載されている。) また、『皇代略記』も同系統の古文書から編集されたものと考えられているので、

これらから検討した。

洞田説による持統天皇、文武天皇の大嘗会は同一年に行われたと確認できたが、『日本書紀』・『続日本紀』・『万葉集』の朱鳥年号記事と洞田説の「周正仮説」による年表対比表を作成したところ、整合がとれていないことが判明した。

友田吉之助氏によると「和銅日本紀」と一年引き下げられた干支紀年法が存在したとの論考があり、『日本書紀』の改削の有無、『二中歴』との関係をさらに整理する必要があると述べた。

12月例会予定

日時：12月16日(日) 午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館(第4集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

1月例会：1月20日(日)名古屋市市政資料館

2月例会：2月10日(日)名古屋市市政資料館

例会は、1月は**第3日曜日**、2月は**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。